

<抄録作成上の原則 >

小児科学会雑誌の記載原則などに従い以下のように設定します。

1. 演題名には略号をできるだけ用いないこと。やむを得ず用いる時は少なくとも抄録内またはKey word 内で説明すること。
2. Key word は演題名、もしくは抄録本文内に含まれている用語を用いること。
3. 用語は原則として日本小児科学会の小児科用語集 第 2 版に準拠すること。
https://www.jpeds.or.jp/modules/publications/index.php?content_id=14 (2020/7/27 閲覧)
4. 表題と抄録のみで発表内容が分かる様に熟考すること。特に「文献的考察を加え報告する」などの予告にはせず、具体的な結果を記載すること。
5. 日本語としておかしくないか、最後にもう一度推敲すること。
6. 演者名、所属名共に、初期研修医の表記も含め所属を表す数字は右肩文字で表記すること。発表者が初期研修医の場合、所属の記載は小児科などの科名を¹⁾とし、初期研修医は²⁾以降とすること。
7. その他よく指摘される具体的な事項
 - a. 男女が病気の本態に関係しない場合は 1 女児例、1 男児例などは用いず、1 例とすること
 - b. 1 例の 1 は、漢数字ではなく算用数字とすること
 - c. 検査データに単位をつけること
 - d. 月の単位は「か月」とし、「ヶ月」、「ヵ月」を用いないこと
 - e 「レントゲン (写真)」は「X 線検査 (X 線写真)」等とすること
資料 兵庫県立こども病院HP 放射線部
http://www.hyogo-kodomo-hosp.com/section/radiation/qa_rad/index.php (2020/7/27 閲覧)
 - f 「痙攣」は「けいれん」と平仮名で記載すること (小児科学会用語集)
 - g. 小学生以下は男児、女児とし、中学生は男子、女子とすること
 - h. 遺伝子名、細菌名などはイタリック体とすること (但し、抄録入力時にはできないので学術委員会に対応します。

＜埼玉地方会学術集会での倫理的配慮について＞

埼玉地方会学術集会の発表については、ここに掲載した「学術集会演題及び抄録作成に係る倫理的配慮について」（日本小児科学会倫理委員会）に従うようお願いします。

2023 年 5 月 24 日

埼玉地方会学術委員会

学術集会への演題及び抄録の作成に際しては、世界医師会のヘルシンキ宣言ならびに国内関連法規・指針等の規定を遵守し、以下の４点に十分留意すること。

1. 症例報告は個人の同定がなされないように情報の機密性に十分配慮し、また、対象となる個人の尊厳及び人権が十分に守られる内容でなくてはならない。なお、「[論文や学会・研究会等で使用される患児の顔写真その他の取り扱いについてのガイドライン：日児誌 107:168-171,2003](#)」に準拠のこと。
2. 臨床例（もしくは人体から採取された試料等）を用いる研究は、通常、各施設に定められた倫理委員会の承認が必要となる。また、研究実施に際しては、わが国の行政による倫理指針における「インフォームド・コンセントの手続の簡略化」で定められる要件に該当する場合を除き、原則として、被験者（もしくは代諾者）からインフォームド・コンセントを受ける手続が必要となる。併せて、小児の被験者の場合は、インフォームド・アセントも適正に行われるように努めなければならない。ただし、その詳細は当該施設の倫理委員会の判断に委ねられる。なお、疫学研究、ヒトの遺伝子解析研究、ヒトの細胞を用いる研究、動物実験等を含む基礎研究に関しても同様に、国内関連法規・指針等に照らしたうえで、各施設のルールを遵守しなくてはならない。
3. 研究に関する倫理規定が未だ定められていない施設や個人でおこなう案件については、当該研究者の出身大学または日頃から地域で深く関係する施設の倫理委員会の判断に委ねられる。動物実験を含む基礎研究に関しても同様である。
4. 倫理的見地からの価値判断が困難であり、その判断如何によって社会的に重大な影響を与えうることが懸念される場合、学術集会主催者または当該研究者は学術集会主催者を通じて、あらかじめ当委員会に報告の上、対応に係る助言を求めることが望ましい。